

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 紀北町

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97. 4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88. 1%
全職員	65. 9%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象区分なし
本庁課長相当職	97. 1%
本庁課長補佐相当職	96. 1%
本庁係長相当職	102. 4%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0%
31～35年	93. 1%
26～30年	93. 7%
21～25年	91. 2%
16～20年	99. 1%
11～15年	93. 3%
6～10年	69. 7%
1～5年	97. 5%

### 【説明欄】

- ・役職段階別の部局長、次長相当職については、該当する区分がない。
- ・勤続年数6～10年の差異が大きくなっているが、その区分において年度途中で育児休業となった女性職員が約22%いるためである。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。